

統括防火・防災管理に係る協議に関する事項

消防法第8条の2第1項及び同法第36条第1項において準用する規定に基づき、防火対象物及び建築物その他の工作物（以下「防火対象物等」という。）の統括防火・防災管理者の選任に係る協議について、下記のとおり定める。

記

1 防火対象物等

防火対象物名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ビル
所 在	東京都〇〇〇区〇〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
管理権原者等 （組織の構成員）	別表「構成員一覧表」のとおり
主 要 な 者 等 （代 表 者）	株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇

2 協議内容

(1) 組織の設置

- ア 防火対象物等の管理権原者及び統括防火・防災管理者を構成員として組織を設置する。
- イ 本組織には、会長、副会長を設ける。
- ウ 会長は、本組織を代表し、会務を統括する。
- エ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代行する。
- オ 本組織の事務局は、〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇課に置く。

(2) 統括防火・防災管理者等の選任及び届出

- ア 統括防火・防災管理者は、本組織において協議し、選任する。
- イ 統括防火・防災管理者の選任又は解任の届出については、本組織の会長名をもって消防署長に届け出る。

(3) 組織の運営

本組織は、統括防火・防災管理業務に関し、次の事項について協議し決定する。

- ア 統括防火・防災管理者の選任及び解任に関すること。
- イ 全体についての消防計画に関すること。
- ウ 全体についての消防計画に基づく訓練の実施に関すること。
- エ 避難上必要な施設の管理に関すること。
- オ その他防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要なこと。

(4) その他

本協議の規定により難しい場合又は疑義が生じた場合には、本組織にて協議のうえ、これを定めるものとする。